

薩摩藩初期の検地と石高

松下, 志朗

<https://doi.org/10.15017/4475261>

出版情報 : 経済學研究. 46 (4/5), pp.153-179, 1981-10-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

薩摩藩初期の検地と石高

松下志朗

はじめに

薩摩藩成立期について、近年多くの研究が蓄積されてきている。本稿との関連で取り上げるならば外城制成立期における地頭と衆中の召移しの実態が逸速く究明され¹⁾、豊臣政権と島津氏の関係について、前者の強力な統制によってはじめて後者の領国支配が可能でありえた状況も、次第に解明されてきていると言えよう²⁾。

さらに太閤検地が薩摩藩成立期においてもつ意義についても、すでに秀れた論文が発表されている³⁾。このような研究状況のもとで屋上屋を架すような本稿を発表することには忸怩たるものがあるが、筆者の石高制についての関心から興味深い事実が二、三あり、それをまとめてみることも敢えて無意味ではあるまいと考えて、以下例証をすすめるゆえんである。

一 天正期の指出と石高

天正19年の時点における先高の成立⁴⁾は、すくなくとも天正20年以降の知行坪付類にみ

られるような石高記載をもたらした。寺領目録の一例⁵⁾を挙げよう。

広濟寺領目録

- 一 田方五町 分米五拾石
- 一 畠方四町 大豆貳拾石
- 一 山畑拾五町 大豆三拾石
田畠山畑合貳拾四町
分米大豆合百石

天正廿年九月六日 町田出羽守
久倍判

この目録は、「竜伯公御袖判寺領御目録之写」であって、天正20年8月14日秀吉の寺社領勘落の指示にもかかわらず発給されたものであるが、一見して明らかのように、田方1反1石、畠方1反5斗、山畑1反2斗で米・大豆に換算されている。

この目録の石高基準が(文禄3年の「島津氏分国検地斗代注文」⁶⁾と照合すると)田方は中の在所・中田、畠方は中の在所・上畠、山畑は下の在所・上畠の斗代に合致することは、すでに天正19年の御前帳作成時において石盛の基準が設定されていたことを意味するものであろう。

ところで御前帳徴収の発令がなされる直前に、島津氏の領国では指出が徴収されているので一例⁷⁾を挙げる。

1) 桑波田興「薩摩藩の外城制に関する一考察」(宮本又次編『藩社会の研究』)。
2) 稲本紀昭「豊臣政権と島津氏」(『赤松俊秀教授
退官記念国史論集』、紙屋敦之「梅北一揆の歴史的意義」(『日本史研究』157号)、北島万次「秀吉の朝鮮侵略と幕藩制国家の成立」(歴史学研究 別冊『民族と国家』)他。
3) 桑波田興「薩摩藩の太閤検地に関連して」(『鹿児島中世史研究会報』33号)、秋沢繁「天正十九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『論集中世の窓』)、桑波田興「薩摩藩の太閤検地について」(『鹿児島中世史研究会報』34号)。
4) 註3桑波田論文参照。

5) 「後編旧記雑録」(以下「旧記」と略記)巻29、塩満郁夫編「伊集院由緒記」(『鹿児島県史料拾遺(XV)』)、五味克夫編「霧島神宮文書」(『鹿児島県史料拾遺(VIII)』)。
6) 「島津家文書」1099号(『大日本古文書』家わけ16)。
7) 「川上忠塞一流家譜」(『鹿児島県史料集(XII)』52頁)。

薩州之内谷山中村名指出一紙目録之事

合 天正拾九年

一段三百歩

一 田数九拾三町五段六畝三步

分米京盤

七百五拾貳石五斗三升六合四勺

上尅石九斗三升蒔

・ 畠方 中四石五斗八升六合蒔

下十二石八斗六升八合蒔

分米

廿斛八斗尅升四合

都合七百七拾三石三斗五升四勺 (内訳略)

式百五拾七石七斗八升三合三勺七才 百姓作得分

拾石五斗 修正祭之入目

定納分

五百五石六升七合三サツ

(後略)

川上左近将監

三月八日

久辰 (花押)

表である。

この史料についてはすでに指摘されているように、1反=300歩制、および京升の導入がなされていることを知りうるが、その他重要なことは百姓作得分と定納分の比率であろう。第1表中A・Bは秀吉の御前帳徴収の発令以前のものであり、Cは発令以降のものであるが、A・Bの作得分の比率は1/3である。さらに定納分についてみると、定納分と「修正祭之入目」(A)、「神事入目」(B)は合算される性格のものであり、その比率をみると2/3となり、秀吉の租法に基いていることが注目されよう。この指出がなされる前年12月に、石田三成・細川幽斎の指導によって、「田畠員数并銭成員数」・「川役・山役・浦役員数」・「田畠之外之成物員数」の土地面積および総収納量の調査が行

同一の史料を管見の限りでまとめたのが第1

第1表 天正19年の指出

	A 薩州谷山中村名 天正19年3月8日	B 薩州河辺樺山東持坊 天正19年卯月15日	C 大隅国加治木・溝辺・三鉢堂 3ヶ名	
			①天正19年9月2日	②天正19年10月19日
田方 此分米 作得分 定納分	93町5反6畝03歩 752石536合4勺	3町0反9畝10歩 30石562合5勺	389町4反7畝24歩 4288石930合19才	424町8反1畝07歩 4342石926合 1133石598合2勺 3209石327合8勺
畠方 此分米・大豆 作得分 定納分	(19石384合蒔) (米)20石814合	1町2反6畝 (米)1石010合	470町0反0畝07歩 (米)522石789合5勺	617町4反3畝15歩 (豆)1037石178合 297石435合6勺 739石742合4勺
田畠都合 此分米・大豆 作得分 神事入目 諸職分 定納分 { 米 大豆 都合	773石354合 257石783合37才 10石500合 505石067合03	31石572合5勺 10石520合 3石750合 17石302合5勺	859町4反8畝01歩 4809石719合69才 1107石800合 207石526合4勺 3336石802合89才	1042町2反4畝22歩 5380石104合 1431石033合8勺 357石526合 108石570合 2751石801合8勺 731石172合4勺 3482石974合2勺
山畑	2石310合蒔	8斗蒔	96石3斗蒔	*1
史料名	註7	薩隅日田賦雑徴 (392, 393頁)	肝付世譜 雑録 六 (註9所収)	

備考...*1 宮内正八幡御神領懸物分は省略

なわれているのであるが⁸⁾、第1表中A・Bの史料はその直接の産物であったと考えられる。

ところでC①は肝付家の差出し原案であり、C②は島津義弘の居城栗野において必要な附加訂正を施されたのちの成案であろうと言う⁹⁾。

とすれば史料Cでまず注目されるのは、百姓作得分の比率がいずれも30%を切っていることである。この免率の増加は、反当り石盛量の増加としても表現されている。田方の反当り平均量を比較してみると、Aの804合余、Bの988合余に対して、C①は1石101合、C②は1石022合余となる。さらにCの①・②を比較してみると、田積の増加に比して田高の増加が僅かであることは、C②の田積に「荒・古荒」が込められているためであるが、畠方の場合面積の増加はさらに著しい。「山畑・百姓居屋敷」を含めて増加させており、しかもC①の畠方は京判の分米で表示されているのに対して、C②の場合京判の大豆で計算されている違いが存している。

これらのことは天正19年御前帳作成の時点で、領主島津氏の強力な石高増出策がとられたことを意味しよう。天正19年御前帳を収納した石田三成は、後日のためと称して8万石を加え、惣高38万石を島津領石高としたと、御前帳作成の当事者新納旅庵は記しているが¹⁰⁾、そのような政治的要因が史料Cの①と②との間に介在しているのであろう。同年かと考えられる8月5日の義弘書状¹¹⁾は、「国元などにてすいりやうて相調らるへき帳などハ、なにの御用にも立ましくハ、不入事に手間を被入、数日被押

移ハ事斗りとしてハ、不可然ハ」と書き送り、国元で御前帳の分米高の調整・記入がなされても何の役にも立たないことを指摘し、「畢竟ハ村数・屋敷・田畠井種子蒔足付、国料にて米・大豆等収納いかほとと有様しるし付被差上ハ、京判にて被遂算用」と指示を加えているのである。国元での作業は田畠面積と収納量の掌握を優先させて、石盛は島津氏に割り当てられた軍役量をにらみ合せながら京都で決定されるということを示唆するものであろう。荒高や山畑を算入し、大豆高の石盛りなどで増された石高は、他方では百姓作得分を1/3以下に低下させてまで確保されなければならない軍役基準量であった。

御前帳作成に際しての石高制の導入にも拘わらず、島津領国での現実的機能は天正期を通じて甚だ疑問とするところである。寓目しえた限りでの坪付・領知目録類¹²⁾を整理すると、第2表のようになる。

まず天正20年の時点における領知目録類(1~20)は、2つの記載様式に分かれている。1つは給人宛てのものであり、ほとんど田積のみ記していて、分米は付記されていない。その田積は1反=300歩で丈量計算されているとはいえ、記載様式からすれば天正15年以前の坪付類とそれほど変化していない。

それに比してははっきりした変化をみせているのが寺領目録である。その殆んどは田積・分米、畠方面積・分大豆、山畑面積・分大豆を、それぞれの合計において記入されており、それは一率に田方1反1石、畠方1反5斗、山畑1反2斗で換算されている。寺領目録における画一的な分米・大豆の記載は、秀吉によって強行

8) 「旧記」巻25、註3秋沢論文参照。

9) 桑波田興「天正十九年御前帳関係史料の一考察」(『西南地域史研究』第3輯)。

10) 「新納旅庵自記」(鹿児島大学玉里文庫)、註3秋沢論文参照。

11) 「旧記」巻26、註3秋沢論文参照。

12) 「旧記」巻29・30・31。

第2表 天正・文

番号	所在地	門名	田方面積	田方分米
1	日州求仁院志布志之内	中屋松門	1町7反8畝05歩	
2	御神領坪付	(諏訪免)	3. 9. 17	
3	(薩州)平佐郷	藤崎門之内	1. 0. 0	
4	福昌寺領目録		52. 7. 3. 02	527石306合06才
5	泰平寺領目録		6. 8. 8. 03	68. 810
6	広済寺領目録		5. 0. 0. 0	50. 000
7	霧嶋領目録		20. 0. 0. 0	200. 000
8	般若寺領目録		6. 5. 0. 0	65. 000
9	薩州入来院 (天正17年の竿)	岩之上屋敷	9. 0. 0	
10	薩州加世田之内領知目録	(浮免)	2. 6. 04	
11	薩州大口之内領知目録	(")	2. 9. 04	
12	"	(")	3. 9. 10	
13	日州志布志之内領知目録	すみとこ門之内	1. 0. 0	
14	(薩州加世田之内)			
15	薩州羽月之内領知目録		3. 2. 24	
16	薩州山川正龍寺領目録		1. 6. 3. 28	16. 393. 3
17	薩州市来之内領知目録	(浮免)	6. 0. 08	
18	隅州蒲生之内領知目録	(")	2. 2. 0	
19	薩州河辺之内領知目録	井料田之内		
20	薩州田布施之内領知目録	(浮免)	3. 3. 07	
21				
22				
23			2. 0. 7. 07	
24	薩州隈城之内領知目録			
25	日州蓬原之内領知目録	市園屋敷	6. 6. 27	
26	薩州田布施之内領知目録	(浮免)	1. 0. 0	
27	薩州川辺之内領知目録	(")	1. 1. 3. 06	
28	薩州大口之内領知目録		4. 9. 0. 23	
29	薩州諸所領知目録		2. 1. 2. 12	
30	大隅国清水之内領知目録	(4. 3. 11	5. 259. 4
			1. 4. 0	1. 218
31	薩州伊作之内領知目録	(3. 2. 8. 05	
			7. 6. 0	
32	大隅清水之内		5. 7. 25	

備考…×印は山畑合、*印は田畑・山畑合高、▽印は分米・大豆合高、○印は此米高

された島津領内寺領の勘落とその蔵入化の政策と関連するものであろう¹³⁾。天正20年4月14日の覚で「寺社家所領、田畠共ニ三分二を被召離事」と命じており、寺社領483町7段は土地され、免許分200町5反に比して2/3以上を勘落されたが、実際は1町につき上田銀子100

目、中田70目、下田50目の代料支払いで土地は免れているという¹⁴⁾。その寺社領勘落に先行して検地の打出しによる収公も図られたと考えられる。前述の覚に付記されている般若寺領の史料を引用しよう。

13) 註2 稻本論文参照。

14) 「旧記」巻27, 註2 稻本論文参照。

薩摩藩初期の検地と石高

禄期の領地目録

畠方面積	畠方大豆	山畑面積	山畑分大豆	宛名	年月日
9町0反0畝05歩	45石250合	34町0反8畝0歩	60石960合	上原筑前守	天正20年6月吉日
1. 5. 0. 0	7. 500	1. 5. 2. 0	3. 040	谷口阿房介	" "
4. 0. 0. 0	20. 000	15. 0. 0. 0	30. 000	竹崎越中守	" 7月吉日
					" 9月3日
					" "
6. 0. 0	3. 000	9. 0. 0	1. 800		" 9月6日
					" 9月7日
					" 9月16日
				田中五郎兵衛尉	" 10月4日
				前田源三郎	" 11月15日
				内田備前守	" 霜月18日
				本村淡路守	" 霜月1日
1. 0. 0				肝付助三郎	" 12月1日
				前田源三郎	" 12月4日
x5. 4. 4. 28	26. 552. 22			早水豊前守	" 霜月6日
					" 12月19日
				安楽大炊助	" 12月20日
		1. 2. 0		猪宿左近兵衛尉	" "
		*12. 5. 9. 11	v103. 413. 33		" 霜月29日
				木通志摩丞	" 霜月28日
3. 1. 11		*21. 2. 01	100石	田中源介	天正21年正月4日
		*39. 1. 0	30石	勝田源左衛門	" "
2. 0. 0			o 20. 253. 32	東郷助左衛門	" 正月23日
			v 39. 100	長谷場越前守	文禄2年2月7日
				鹿屋周防介	" 3月26日
2. 8. 15				二宮掃部助	" 3月23日
1. 5. 3. 17			v 25. 853. 31	一乘院	" 4月6日
1. 0. 0	500			浜田民部左衛門尉	" 5月28日
					" 5月29日
1. 5. 1. 0			o 45. 846	谷口左衛門	" 閏9月吉日
3. 0. 0			v 7. 974	蒲地孫四郎	文禄3年2月13日
1. 9. 20				谷口安房介	" 5月吉日

般若寺領此度京繩之田数之事

本坊分

田方参町八段貳畝七歩

分米四十五斛貳斗八升五勺

畠方貳町八段廿四歩

分米拾三石五斗六升三合二勺

右之田畠打出廿四石六斗貳升七勺

脇坊分

田方参町貳反一畦廿歩

分米卅八石六斗壹升九合

畠方壹町八段六畝十歩

分米十貳石三斗五升七合九勺

右之田畠打出十七石貳斗二升二合八勺

惣以上打出都合四十六石六斗三升七合五勺

これによると本坊・脇坊分のいずれにしても

その分米高が文禄3年の「御検地斗代」と同一

基準によっていることが推測される。この「此

度京繩」による分米高（反当り平均1石2斗5升又は1石2斗）は、第2表の般若寺領目録（No. 8）をみると、何ら採用されることはなく、いずれもが1反1石と画一的に換算されており、分米高の増出分は恐らく蔵入として収公されたに違いない。

また田島打出分41石843合5勺は2/3の勘落分とは別に収公されたものと考えられる。「田数之事」の分米高109石820合6勺より打出分41石余を控除すると、第2表中の般若寺領目録高に近くなるからである。このような寺社領に対する苛酷な勘落を行ないながら島津氏の財政基盤は強化されていくのであるが、その際に採用された石高制は単なる知行表示基準にとどまっており、それ以上のものではなかった。

そのことは給人に対する坪付類を検討するとき、より鮮明となる。

二 文禄検地を中心に

給人の坪付類で、耕地各筆ごとの分米記載はまだ見られないとしても、田島面積合計に付記する形で分米があらわれてくるのは、寓目の限り文禄2年を境とするようである。天正20年秀吉は「嶋津家中諸代官算用之儀、可相改事」と命じているが¹⁵⁾、それは翌文禄2年正月「今度安藤二介殿算用、以上百石可遣候」¹⁶⁾とあるように、石高表示に結果するものようであった（第2表 No. 21 参照）。

さらに秀吉は8月14日「薩州惣国之儀者重而御奉行被差遣、検地被仰付可被下候也」と義久に検地奉行を派遣する旨令達しているが¹⁷⁾、

他方細川藤孝に対しては「薩州同出水并日向諸県郡検地之事（中略）当年者時分可遅候哉之事」¹⁸⁾と書き送り、11月5日には「御検地之儀、当年者所務ニ指相候ハん間、来年被仰付可被遣候」¹⁹⁾と検地の延期を命じている。結局文禄2年閏9月、山田利安・有川大炊左衛門を高麗陣より帰国させて日州諸県郡の検地が実施されたが、それに先立って文禄2年に三成・幽斎より義久に宛てたと考えられる5月25日の覚書²⁰⁾には、次のように記されている。

- 一 物書衆卅人可被差上事
- 一 一郡ノ案内者一人宛可被差上事
右二ヶ条ノ幸侃ノさきへ可被上事
- 一 薩隅指出きと幸侃可有持参事
- 一 田島作人可被書付事
- 一 浦浜田島同前之事
- 一 いつミの指出之儀、以使札可被^{仰カ}□^レ事
- 一 もろかた郡之帳、於京都伊藤方へ可被相渡事

島津領の指出を徴収し、物書衆30人と1郡より1人宛案内者を上洛させて、土地関係帳簿を作成しようというものであろうが、その第4条で田島作人の記入を命じていることは注目されるところである。ところでこれらの作業状況の一端を示すものが、文禄2年10月10日「日向国諸県郡飯野内大明神村 御検地帳」²¹⁾であろうと考えられる。これをみると、1反当り、上田1石4斗、中田1石2斗、下田1石、中島8斗、下島・下々島6斗の分米が付されており、それは文禄3年7月の「嶋津殿分国御検地斗代之事」²²⁾の中ノ村の斗代と合致する。また田島作人の記載もなされて、秀吉の指示通りに作成されていることがうかがえる。

18) 「島津家文書」367号。

19) 「島津家文書」368号。

20) 「日記」巻30。

21) 「薩隅日田賦雑徴」（『近世地方経済史料』第1巻 388～392頁）。

22) 註6に同じ。

15) 「島津家文書」366号。

16) 『入来文書』216・7頁。

17) 「島津家文書」365号。

薩摩藩初期の検地と石高

しかしながらこの諸県郡においてみられた検地帳の状況を一般化することは危険であるように考えられる。第2表で文禄2年の領知目録をみる限り、各筆ごとの分米や作人名の記載はみられず、面積だけか、または田畠面積合計に分米高を付記するにとどまっています。文禄3年7月の太閤検地以後の知行宛行状の石高記載とは全く趣を異にしているのです。この太閤検地を直前にしての指出徴収は文禄3年においてもなされており、その一例を示すならば、第3表のようになる。いずれも東郷助左衛門尉重広の知行分であるが、文禄2年分については上・中

・下・下々の等級と白・赤米の品種の区別がなされ、その田畠畑合計面積は2町1反2畝1歩、此米20石2斗5升3合3勺2才と分米が付されているのに対して、文禄3年分は上・中・下・下々の等級と白・赤米の品種区別は同様であるが、蒔高表示がなされており、しかも分米記載は全くされていない。文禄3年分については、史料の冒頭に「文禄三年^{甲午}二月ノ検地に」と記されており、以上の検討から薩摩国入来院地方では、領地目録を發給する形で文禄2年正月指出の確認がなされ、翌3年2月「検地」がなされたのかと推測される。文禄3年分

第3表 太閤検地前後の領知目録

文 禄 3 年			小 字 名	文 禄 2 年	
蒔 高	地種・品種	面 積		面 積	地種・品種
1斗0升5合蒔	下 ₃ 赤	1反3畝04歩	墨 尾 迫	1反7畝12分	
1 0 0	下 ₃ 赤	1. 2. 15	牟 田	1. 2. 0	
7 5	下 赤	9. 12	〃	1. 1. 0	
7 0	下 ₃ 赤	8. 23	〃	2. 0	
			〃	1. 3. 06	下 ₃
8 0	下 赤	1. 0. 0	藤 辺	1. 0. 0	下 白
1 0 0	下 ₃ 赤	1. 2. 15	〃	2. 2. 0	下 白
5 0	下 白	6. 07	ほ く 畚	7. 21	下 赤
6 0	中 白	7. 15	中 つ る	1. 2. 03	下 白
8 0	中 白	1. 0. 0	に う 田	1. 0. 0	上 白
9 0	下 白	1. 1. 07	〃	2. 3. 27	中 白
7 5	下 ₃ 白	9. 12	橋 口		下 白
			水 尻	1. 6. 17	下 赤
1 0 0	下 ₃ 赤	1. 2. 15	菟 田	2. 2. 0	下
1 1 0	下 白	1. 3. 23	小 長 山		
			小 土 山	2. 7. 05	
		(13. 6. 28)	田 方 小 計	(20. 7. 01)	
1 0	野 畑	25	い ん の 口		
8 0	〃	6. 20	小 牟 礼	9. 06	下・下 ₃
1 5	〃	1. 10	近 原		
1 0	〃	25	居 屋 敷		
5 0	〃	4. 05	近 の 原		
			上 之 原	2. 2. 05	野 畑
			門 前 や し き	1ツ	
		(1. 3. 25)	畑 方 小 計	(3. 1. 11)	

史料：『入来文書』32・34号文書(216・217頁)。

に分米表示を見ず、蒔高表示がなされていることは、従来の土地関係帳簿の記載の再確認を基礎とした耕地面積の把握が優先されたことを物語るものであろう。天正6年の「入来院市比野名坪付注文」²³⁾が、1反当り上田5升～1斗蒔、中田1斗1升5合蒔、下田1斗2升5合蒔という等級差別があるのに対して、文禄3年の蒔高表示は1反当り田方8升蒔、畠方1斗2升蒔と画一的であって、上・中・下等の等級差別が存在していないことは、文禄検地における耕地面積掌握の優先を裏付けるものであろう。

ところで文禄検地前における指出徴収は、大隅国の「清水北辰領坪付」²⁴⁾においてもみられる(第4表参照)。文禄2年分と同3年分を比較するとき、田方は同一面積であり、畠方は1反4歩の増加をみている。他方分米・大豆高を検討してみると、文禄3年分7石974合から文禄2年分6石968合余を差し引くと残1石5合6才となり、畠方増加分1反4歩の分大豆5斗6合余をさらに減ざると5斗弱が石盛増ということになる。清水北辰領は社領であるためか、「検地」による打出しが面積・分米両方においてなされたのであろう。

ところで蒔高表示などを払拭して形式的に面目を一新したのが、文禄3年7月の太閤検地である。

この文禄検地でまず注目されるのは、その検地作業期間の短かさである。「長谷越前日記」²⁵⁾によると、「于時文禄三年甲午菊月十四日申之刻ニ、大口城麓ニて竿始めさせられて、同十五日の早旦より打出て三ヶ国ニ馳向ひ、(中略四同)年二月二十九日ニ各帰京を被遂」とあって、僅

第4表 大隅国清水北辰領坪付

文禄2年閏9月		文禄3年5月	
面積	分米	面積	分米
田	4反3畝11歩	5石259合 4勺	上田2反3畝25歩
方	1. 4. 0	1. 218	下田1. 4. 0
			〃 5. 10
畠	1. 0. 0	大豆500	下畠1. 0. 14
方			〃 5. 0
			芝 4. 20
	6. 7. 11	6. 968. 94	合計7. 7. 15
			7. 974

か5カ月余でその作業を終えている。

その検地作業期間の短かさとも関連するが、文禄検地は当初から明確な意図をもってなされたふしが窺える。文禄3年10月6日石田三成の内人安宅三河守が義弘に宛てた書状²⁶⁾によれば、織田上野守・大友義統の改易について「役儀一円無沙汰」であったことを理由に挙げ、義弘の分別ある措置を望んでいる。

そして石田三成(ひいては安宅三河守)と義久(竜伯)の間が疎遠となり、以前に義久の意向をうけて細川幽齋が行なった知行配当や奇破勘落等を、石田三成や安宅三河守の仕業として家中衆の増悪が高まっているので、今回の検地後の知行配分に際しては義弘の帰国が必要であるとして、「竜伯様御覚悟をいかにも難斗忖」と歎いている。安宅は翌文禄4年正月17日には嶋津又八郎宛に「然と御国元検地無何事相済入目出度存忖」と慶祝の意を表しているが、3日後の正月20日付けの又八郎宛安宅三河守書状²⁷⁾は、文禄検地の狙いを明確に述べているのである。

23) 『入来文書』214・5頁。

24) 『旧記』巻31。

25) 『旧記』巻33。

26) 『旧記』巻33, 『島津家文書』巻17(東京大学史料編纂所蔵。以下『大日本古文書』家わけ16と区別するために「島津家重書」と表記する)。

27) 『島津家重書』巻37。

薩摩藩初期の検地と石高

第5表 島津領の知行配分

A. 知行目録 (文禄4年6月29日)		B. 知行割付案文	
内 訳	知行高	内 訳	知行高
義久蔵入無役	100,000石	義久蔵入(無役)	60,000石
義弘蔵入無役	100,000	義弘蔵入(無役)	60,000
		又八郎内儀かた(無役)	10,000
伊集院右衛門入道	80,000	諸給人方(右馬頭・右衛門大夫加テ)	318,690
嶋津右馬頭	10,000		
給人本知	141,225		
給人加増・新参抱分	125,308		
寺社領	3,000	寺社領	3,000
太閤蔵入代官石田治部少輔	10,000	道具者(小ぎう人共)	5,870
石田治部少輔ニ被下分	6,200	帖佐・富隈屋敷かた	1,800
幽齋ニ被下分	3,000	京儀おもてむき軍役方	100,000
		京都詰侍5,000人10ヶ月之兵糧	30,000
		内あてなき分(諸侍新知か蔵入)	30,850
合 高	578,733	惣高(但新地加テ)	619,430

然て御国元之事、高麗へ初而義弘様御出陣刻、御無人、其上召船さへ無之、殊歴々の衆御供も不被申、被失御面目仕置御存知前ニ、殊更御陣之御留守ニ知行配当取之恣之儀共猥敷仕置、悉無正儀事、是又無其隠、然処御軍役諸事、公儀之御調も不罷成ニ付而、其趣上様被聞召付、御国御検地被仰付、役なしニ拾万石義久、同拾万石と義弘、其外北郷右馬頭并幸侃知行之御支配込も、上様御直ニ被仰出、以其上諸侍持留替地を遣、又浮地此段と貳万石余被引退、此浮地之内を以、四万も五万も加増ニ成共、又と新座ニ人を抱共、義久・同義弘分別次第、残而七八万在之浮地分、家来之者奉公忠節次第可遣由申、悉いさみをなし、弥奉公忠儀を可仕、此置目無相違様ニと被仰出、其以来御家中加増之儀、治部少ニ度々御内談雖被成、御国之儀一度私配分、支配ニ以外出入、治部少も惣別配分ハ仕直難成題目ニ心へ、助言申段斟酌申、義久・義弘も上様重々被入御念、御置目(六行不明)

安宅三河守

正月廿日

嶋又八郎様
参御報

高麗陣での島津氏の失態は家臣団統制の不充分さに原因があるとして、「御軍役諸事、公

儀之御調」を勤めさせるために秀吉が検地を命じ、知行配当まで指示を加えたといのである。第5表Aはその結果を示すものであるが²⁸⁾、12万5,308石についての記事は「同御加増、右給人ニ為加増可遣敷、新参侍可相拘敷、義久・義弘覚悟次第」とあり、知行配当に際して12万石余の浮地を設けて「家来之者奉公忠節」を尽すための財源としたことが知られる。

なお第5表Aの「知行目録」と関連して年月日を欠く「知行割付之事」案文²⁹⁾が残されているが(第5表B参照)、それをみると浮地分は「内あてなき分」の3万石余にすぎず、しかもその記事は「諸侍新知ニ被遣之ハん共、又ハ拾万石之外蔵入ニ被召置ハん共、三殿御てからい次第」として、この時点では必ずしも軍役遂行を恩賞地でつるような財政的手当は

28) 「旧記」巻34。

29) 「島津家重書」巻36、「旧記」巻34。なおこの案文は「配当衆」のものであろう。

していなかったようである。しかし結局は秀吉の指示により新恩加増の幅を大きくして「奉公忠節」を促ながすため³⁰⁾、浮地 12 万石余が設定されたのである。その浮地高は同日付の「知行方目録帳」³¹⁾によると、給人領として「給人本知」分と合算される性格のものであり、「三殿御々からい次第」で蔵入にするというような余地は全く存在しないものであった。

島津氏の軍役負担については、文禄 4 年正月 15 日付の「高麗国動御人数帳」の記事では羽柴薩摩侍 従分として 8000 人が計上されており³²⁾、文禄役の軍役高 40 石 1 人役で換算すると 32 万石となる。義久・義弘・伊集院幸侃・島津以久の無役分計 21 万 1,700 石を加えると 53 万石余となるが、ここで問題となるのは、その 8000 人という軍役数が検地終了前の正月 15 日には決定をみていることである。文禄検地の石高打出は、そのような軍役数を確保するための前提作業であった。

しかもその石高打出は当初から予定されていたのではなかろうか。

文禄 4 年卯月 6 日、島津義弘に宛てた安宅三河守書状³³⁾は、検地衆が 4 月 6 日伏見に上着したことを告げた後、「検地打出知行およそ三十万石あまり 可在之と存心、いまた員数不承心」と記している。石田三成の身辺に侍して島津氏との接衝に専念している安宅三河守としては、単なる推測で言っているのではないと考えられる。文禄 4 年の知行目録（第 5 表 A）自体が、薩摩国・大隅国・日向国之内諸県郡のそれ

ぞれの先高と出米高を記していて、出米高と加増分は対応しているのであるが³⁴⁾、その出米惣高は 36 万 3,988 石余なのである。

このような文禄検地における石高打出しの強行策は、当然国元での強い反撥をうけることとなったのであろう。安宅三河守は、文禄 4 年卯月 6 日の前掲書状で、「御検地ハ事能相調心ても、御国諸侍・百姓・町人以下迄、少も無得心心、竜伯様無御得心心」と、その間の事情を的確に述べている。

以上検討してきたところから明らかなように、軍役人数確保のため石高打出しを至上命令とした文禄検地は、在地の実態を無視した整然とした記載様式をとっている。一例として第 6 表³⁵⁾を掲げよう。大山村を宛行われた山田民

第 6 表 文禄 5 年の大山村給地目録

	面積	分米	1反当分米
上田	1反1畝19歩	1石641合9勺	1石411合
中田	2. 7. 26	3. 344	1. 200
下田	1. 5. 18	1. 559	999
〃	1. 0. 04	1. 013	1. 000
〃	1. 2. 15	1. 249	999
荒田	3. 2. 02	3. 206	1. 000
〃	8. 0	800	1. 000
屋敷	4. 10	433. 3	1. 000
上畠	1. 5. 0	1. 500	1. 000
〃	1. 02	106. 6	999
下畠	4. 0	240	600
荒畠	1. 18	96	600
山畑	1. 26	55	295
〃	10	10	300
〃	1. 0	20	200
〃	6	6	300

史料：『薩摩国 山田文書』280号文書

30) 検地後の知行配当において、配分高と没収高を通じて家臣団統制が厳しく行なわれたことについては、註 2 北島論文参照。

31) 「知行方 大隅国 薩摩国 日向国内諸 県 郡 目録帳」(「島津家文書」1095号)。

32) 「旧記」巻 34。

33) 「島津家重書」巻 18, 「旧記」巻 34。

34) 註 3 桑波田論文参照。なお文禄 3 年 10 月 17 日の秀吉朱印状(「旧記」巻 33)は、播州 10 ヵ村 6,908 石 220 合を 羽柴薩摩侍 従(義弘)に宛行っているが、それも先高と出米高とを合わせたもので、同一計載方式を採っている。

35) 「薩摩国山田文書」(『鹿兒島県史料集』(V) 280号)。

部少輔は、年月日欠の「軍忠状案」³⁶⁾で「先年高麗渡海之御、上井仲吾すミ付を以、人衆二十人ほとすゝめ、拙子□□自力ニ罷渡」るなど3カ条にわたる奉公を理由に加増を申請している。おそらくそれに対する新恩も含めたものであろう。ところで大山村給地目録の記載は次のようになされている。

大山村給地分道苑之屋敷

ひんつるてん
上田菘反菘畝十九歩 菘石六斗四升老合九勺
寺田門之内
助左衛門
□く田
中田式反七畝廿六歩 三石三斗四升四合
浮免
主水助

(後略)

一見して明らかのように、小字名・等級・面積・分米・作人などが、「太閤検地」の原則に従って整然と記載され、その斗代は第6表をみると文禄3年の「御検地斗代之事」の中ノ村の基準によって計出されているのである。またその作人名をみると、「道苑之屋敷」分に寺田門・東ノ門・はまいしつ門・中ノ門などの百姓も登録されていて、近世初期における屋敷作人の在り方の一端を窺わせるものがあるが、いずれにしても整然とした石高制の外被をまとっている。

しかしながら「御検地斗代之事」による石高制の強制は、形式が整備されればされるほど、実態とはかけ離れたものになっていったのであろう。

第7表は文禄検地と慶長・寛永・万治内検の石盛の強弱を示したものであるが³⁷⁾、明らかに

文禄検地における石盛の高さをみることができよう。

第8表は管見の限りで慶長内検以前の耕地面積と等級、分米が併記されている領知目録・坪付類を集めて、1反当りの石盛(斗代)を表示したものであるが、一見して前述のところは明らかとなろう。文禄3年の「御検地斗代之事」と照合してみると、その殆んどが「上ノ村」か「中ノ村」の斗代を適用されている。この高額斗代は必ずしも実態を反映しているものとは考えられない。第8表中No. 8は、本田勝次郎宛伊勢平左衛門尉知行目録であるが、大隅国菱刈郷徳辺村之内前原之門30石を宛行われている。その記載様式は田方、畠方、屋敷、浮免と截然と区分されているが、その石盛はNo. 35の斗代と照合すると、中ノ村に位付けされていることが判るけれども、しかしながら総筆数46筆中21筆はNo. 35の斗代とは一致せず、様々な石盛りがなされているのである。これは前原之門の高30石に合わせて石盛りがなされたのではないかと疑わせるものがあり、また、第9表で登録の百姓をみると、4名の者を除いて他の11名は前原門以外の者と推測されるのであり、慶長内検以降における門・屋敷名寄帳の記載と相当に趣を異にしている³⁸⁾。このことは当該期における農村の荒廃現象の反映でもあろう。同時期の史料をみる限りでも、慶長3年11月末石田三成は町田出羽入道他5名宛の書状³⁹⁾

家より出す山之口富吉村文禄之帳写本二冊あり、此三冊を慶長・寛永・万治の帳より引合せ、彼両村に於て万治の竿より詰て、寛永・慶長と踏分、文禄の地面疑ひなき田畝を糺し、文禄の規より六尺三寸の縄にてあせを引除き、間を究め、試竿を入、其地位竿行を以て、諸所文禄の格式を料見す、是より依て其意を述て此書を記す

38) 例えば、慶長19年8月2日「段之原助拾郎屋敷名寄」(「長島千竈文書」『鹿児島県史料拾遺(X)』)参照。

36) 註35に同じ(279号)。

37) 「田賦集」(鹿児島大学玉里文庫蔵)。

なおこの試算については、次のような説明がなされている。

延宝元年の改、帳庫の中より見出したる飯野杉水流村文禄帳本書一冊有り、又貞享元年北郷

第7表 田賦集にみる石盛の強弱

文緑検地 慶長検地 寛永検地 万治検地	面	積	米	高	斗	代	面	積	米	高	斗	代	面	積	米	高	斗	代
文緑検地	上田1反4畝12歩	1石604合	2石309合99才	1石604合	1石604合	1石596合	上田1反6畝24歩	2石680合98才	2石680合98才	1石596合	1石596合	1石379合	中田2反3畝14歩	3石235合3勺	3石235合3勺	1石379合	1石379合	1石379合
慶長検地	" 1. 3. 18	1. 673	2. 275	1. 673	1. 326	1. 326	中田1. 3. 06	1. 750	1. 750	1. 326	1. 326	1. 201	下田2. 0. 12	2. 450	2. 450	1. 201	1. 201	1. 201
寛永検地	" 1. 3. 18	1. 482	2. 015	1. 482	1. 213	1. 213	" 1. 2. 14	1. 535	1. 535	1. 213	1. 213	1. 029	" 2. 0. 12	2. 100	2. 100	1. 029	1. 029	1. 029
万治検地	中田1. 3. 18	1. 088	1. 480	1. 088	875	875	下田1. 4. 17	1. 275	1. 275	875	875	750	" 2. 3. 14	1. 760	1. 760	750	750	750
所在地	横	横	横	横	溝	溝	永	永	溝	溝	溝	溝	横	横	横	横	横	横
文緑検地	下田1反3畝	1石200合	2石160合	1石200合	1石400合	1石400合	上田1反7畝10歩	2石426合6勺	2石426合6勺	1石400合	1石400合	1石198合	中田 8畝24歩	1石054合	1石054合	1石198合	1石198合	1石198合
慶長検地	" 1. 4. 14	1. 058	1. 530	1. 058	978	978	上田1. 5. 10	1石500	1石500	978	978	1. 042	中田 7. 06	750	750	1. 042	1. 042	1. 042
寛永検地	" 1. 4. 14	968	1. 400	968	978	978	上田1. 5. 10	1石500	1石500	978	978	1. 042	中田 7. 06	750	750	1. 042	1. 042	1. 042
万治検地	" 1. 7. 15	800	1. 400	800	978	978	上田1. 5. 10	1石500	1石500	978	978	1. 042	中田 7. 06	750	750	1. 042	1. 042	1. 042
所在地	横	横	横	横	今	今	今	今	別	別	別	府	前	前	前	前	前	前
文緑検地	中田1反5畝26歩	1石904合	1石904合	1石200合	719合8勺	1石	下田 7畝06歩	719合8勺	719合8勺	1石	1石	1石	下田 7畝06歩	719合8勺	719合8勺	1石	1石	1石
慶長検地	下田1. 4. 0	793	1. 110	793	375	595	下田 6. 09	375	375	595	595	595	下田 6. 09	375	375	595	595	595
寛永検地	下田1. 4. 0	793	1. 110	793	375	595	下田 6. 09	375	375	595	595	595	下田 6. 09	375	375	595	595	595
万治検地	下田1. 4. 0	793	1. 110	793	375	595	下田 6. 09	375	375	595	595	595	下田 6. 09	375	375	595	595	595
所在地	高	田	田	田	髮	釣	髮	髮	髮	釣	釣	釣	髮	髮	髮	髮	髮	髮

第 8 表 慶長内檢以前の斗代

No.	年月日	所 在	出 典	上 田	中 田	下 田	上 畠	中 畠	下 畠	屋 敷
1	文禄5年	(薩州山川郷)大山村	第6表参照	1石411合	1石200合	1石000合	1石000合		600合	
2	2. 6	薩州人來院之内	旧記 卷39	1. 600~1. 597	1. 400	1. 543~	1. 200		804~798	1. 000
3	3. 5	" 隈城西守村之内	" 卷41	1. 600	1. 400	799	1. 226	986	800	
4	5. 8. 24	薩州川辺之内平山村	" 卷49		1. 650・1. 404					1. 000
5	5. 9. 6	" 鹿兒嶋之郡川上村	" 卷50		1. 400				800	
6	?	" 大穴馬廻之内	" 卷54	1. 600	1. 400				800	
7	5. 12. 11	大隅菱刈磯辺村之内	" 卷53	1. 934~1. 243	1. 200~1. 168	1. 000~	003~	974~	727657~369	1. 023
8	5. 12. 27	薩州日置郡永吉村	島津家文書之三	1. 600	1. 383・1. 400	1. 200	1. 200	1. 000	800	1. 000
9	6. 4. 16	薩州日置郡永吉村	有村文書(東史)	1. 401	1. 200	1. 000	1. 000		600・800	1. 000
10	6. 5. 21	隅州諸村之内	旧記 卷53		1. 200		1. 000			
11	6. 5. 21	" 曾於郡財部日光神社	" 卷54		1. 200		1. 000			
12	6. 6. 吉	薩州加世田之内小湊村	中世史会報28	1. 600~1. 200				600	400	
13	6. 8. 16	隅州福山	旧記 卷54		1. 065					
14	6. 8. 25	薩州指宿之内拾町村	" "		1. 895					
15	6. 11. 20	薩州指宿之内拾町村	" "		1. 071					
16	6. 12. 3	(薩州五町村) 市来大里村	河上文書(東史)	1. 400	1. 195	800~	808	800~	771	1. 000
17	6. 12. 14	赤や村 深成村				1. 200				
18	8. 5. 28	(国分郷)清水城付	鹿太玉里文庫			800		800		
19	10. 12. 10	薩州川内隈城東守村	中世史会報31	1. 599	1. 000					
20	10. 5. 2	" 出水郡知識庄村之内	旧記 卷59	1. 500						
21	11. 5. 2	(隅州)高山之内	" 卷60			600	700	500		1. 000
22	11. 7. 2	" 桑原郡宮内内山田村内	" 卷60							1. 000
23	11. 12. 22	(薩州)大口	九大旧記卷27	1. 600				800		
24	12. 卯月・朔	(薩州)大口諸村	長島千巻文書	1. 114				1. 000		
25	1. 1. 26	(薩州)高尾野村	旧記 卷61	1. 500	1. 411	1石~6斗		1. 000		
26	13. 卯. 5	大隅 宮内	" 卷63	1. 600		1. 100~1. 200		1. 000		
27	13. 3. 15	(日外)曾木(広徳寺)門前屋敷	" "			800	1. 200	1. 000		1. 000
28	14. 3. 21	" 種子島家譜四	" "		800~	600		1. 000		1. 000
29	14. 季夏初十日	(薩州)大口	旧記 卷64					500		1. 000
30	14. 8. 5	薩州肝付之郷高山村之内	" 卷65							
31	15. 卯. 1	(薩州)大口郷)小川内村	" 卷65	1. 227~1. 600	986・1. 000	1. 200	1. 200	775~1. 219	400	1. 000
32	15. 閏2. 21	(薩州)大口郷)小川内村	" 卷66		1. 400	1. 200	1. 200		800	
33	16. 5. 10	(日外)眞幸院鋸野之内	" 卷66		1. 400~1. 365	800~1. 000	1. 000	914. 047~	400~600	800・1. 000
34	18. 卯. 26	(日外)飯野杉水流村	" 卷68	1. 600	1. 400~1. 365	1. 091	1. 221~	999	800	
35	文禄3. 7. 16	嶋津殿分国 御檢地斗代之事	島津家文書之一 (1100号)	1. 600	1. 400	1. 200	1. 200	1. 000	800	1. 000
		上ノ村		1. 400	1. 200	1. 000	1. 000	800	600	
		中ノ村		1. 200	1. 000	800	800	600	400	
		下ノ村		1. 000	1. 800	600	700	500	300	

備考…東史(東大史料編纂所蔵)、中世史会報(中世史研究会々報)、旧記(後編旧記雜録)

第9表 大隅国菱刈郷徳辺村前原門の登録百姓 一慶長5年一

	田	方	畠	方	屋	敷	浮	免
金兵衛尉		33合						
馬越之 金兵衛		89						
前原ノ 金兵衛				16合				
” 玄蕃	5.	628	1.	108				
” 玄蕃助	1.	464						
馬越之 玄蕃丞		39						
前原之 玄蕃丞				1.	635			
” 次郎四郎							畠	92合
甚拾郎							田	280
助次郎		401					田	1. 110
助三郎								
清右衛門				320				
善四郎	8.	517		360				
善介	3.	051						
千四郎				240				
前原	4.	355				1.	262	
計		23. 577		3. 679		1. 262		1. 482

で「加治木御蔵入過半荒地罷成由之旨、当納も存知之外少く、如何子細之儀、様子旅庵ニ相尋由処、或走、又身をうり、下人を売申由□かたく荒地ニ罷成由、被申由」と述べており、慶長4年3月末の又八郎・兵庫入道宛 竜伯書状³⁹⁾は「当分と荒地多く可有之躰ニ由、下国由而驚存由事」と嘆いており、さらに慶長5年5月の又八郎宛義弘書状⁴⁰⁾も「廿万石之 蔵入之内、七八万石もあるへき由、さてさて笑止之至りに由、取分帖佐方蔵入荒地多由由」としている。その原因の一端を「重言ながら帖佐方蔵入之始末、今度入江仲兵衛尉殿物語昨日承由、万々おとろき入由、蔵入夫丸などを召仕由儀無正躰由由きこへ由」と夫役徴収の多さに求めている。

夫役徴収については、慶長3年11月に、又八郎・兵庫頭・竜伯連署の条々⁴²⁾に、次のよ

39) 「旧記」巻43。
 40) 「旧記」巻44。
 41) 「旧記」巻49。
 42) 「旧記」巻43。

うに規制している。

一 国本・上かた遣用、加テ諸夫之儀ニ至而、高千石ニ壹人宛出由外、一切不可出由、自然代官より右之外めし仕かふ儀於有之由、法度をそむき迷惑之由、目安を以うつたへ可来事

この5カ条の「条々」は年貢米の五里外搬出と、諸浦水夫国役の飯米支給、麦年貢、漆・桑以外の小物成徴収の禁止を、「分国 何れも同前」に定めたものである。これらの夫役徴収の規制については、高麗陣よりも「切々申付」けたにもかかわらず「さやうの首尾も無之、耕作あらし由段、くせ事深重由事」と難じている。領主取分の減少に結果する「荒地」現象は、そのような夫役の多用と実態を無視した高額斗代による年貢収納が不可能であることを如実に示すものであろう。

文禄検地によって設定された石高が年貢徴収に際してどのように機能したのかを確かめうる基本的史料は見当たらないが、例えば文禄4年9月末、東郷源七郎宛の本田三清・伊集院幸侃連

署の知行目録⁴³⁾は、その一端をかいまみせてくれる。それは薩州菱刈郷本城之内南浦村の 574 石 879 合余を宛行つたものであるが、その奥書に「右之分と新知七斗代之以員数可遣旨、於京都ニ石治少様御談合相定也」としている。秀吉の租法が 1/3 百姓作得、2/3 上納である以上、7 斗代が島津氏の領国にも強制されたであろうことは充分首肯できる。しかし秀吉のその租法は、領主取分減少の現実の前では後退せざるを得なかった。

慶長 3 年 11 月末、町田出羽入道他 7 名に宛てた石田三成の書状⁴⁴⁾は、その間の事情をよく述べている。即ち「今年免合、我々兩人相定よりハ莫太ニ此跡すくなく納代官ハ、後年可被指替之間、其旨可被存也」と今年分より年貢収納量が少い代官は罷免することを達し、それは「今年ハ風吹、世中あしき方へ、百石納ニハ処、此跡能時七拾石、八十石納ハ曲事ニハ」という理由によるものであった。風吹き世の中があしくても「去年、当年之物成同前也、当年よりも多上ハ儀と勿論、念入代官之儀ハ条、かん米も口米之儀も不及申、可遣也」と代官の年貢確保を督促しているのである。しかしそのような督促にも拘わらず「然、たとへハ今年五百石之定納之村を、此跡式百石、式百五拾石など納」めるような事態の懸念が充分にあったということであろう。慶長 3 年の時点では免率は 7 斗代より 5 割台に低減させられている。前引の石田三成書状は続けて次のように記している。

- 一 橋本入江^(ママ)ニ申也、上様御蔵入高一万九拾石石分ノ儀、公事定物成半納ニ相定也間、五千百石之儀、何も蔵米成共、加治木の所足分役人衆手前ト請取、金子ニ成共、銀子ニ成共、又ハ其許へ着岸之白米ニ成共、代替仕り、今年分之儀

と兩人上国之時可持参事

(三カ条中略)

- 一 浮知高者万九千六百七十五石分、今年物成五千四百八十三石之事、是又別所ニ調、役人衆我々兩人と、封を付可被置事
- 一 三殿当物成七万三千八百拾六石之事并右浮地物成共ニ蔵ニ入、三殿役人衆我々兩人として、所々蔵ニ封を付、番之儀と代官ニても役人ニても如有来可念入付、福崎方へ相渡分并三殿国本台所飯米来三月迄の分引のせ置、残分ハ京都ト義久・拙子両判無之ハハ、蔵之封を不可切事

夫役徴収の規制、身売りの禁止を令達しながら、免率は半納にしなければ年貢収納の確保をなし得なかった状況が窺われる。それは秀吉蔵入地のみならず、浮知高、「三殿当物成」にも共通するものであった。三殿(義久・義弘・忠恒)の知行高を 21 万石とすれば、当物成 7 万 3,816 石は 35% 強である。慶長 5 年 5 月の義弘書状の「廿万石之蔵入之内、七八万石もあれへき由、さてさて笑止之至りにハ」との記述が必ずしも誇張でないことが知られるのである。そのような収納量の減少という形で表現されている農村の荒廃化は、他方では文禄検地における高額斗代の破綻を意味するのでもあろう。文禄 3 年 7 月 16 日の「嶋津分国検地御掟条々」と同日に令達された石田三成の「覚」11 カ条⁴⁵⁾は、年貢苛重の事情をうかがわせるものがある。それは浦役・山役・川役を「年貢つもりニもり付ハ敷、不然と当座当座見斗可申付也」として、年貢同様に徴収すべきことを命じており、さらに綿・桑・藪・くつかね・漆等についても、その徴収法について規定するところがあった。石高に結べないものについてもその年貢形態での徴収をはかろうとするところに、慶長検地以前の収納形態を反映している。慶長 11 年

43) 「旧記」巻 35。

44) 「旧記」巻 43, 「島津家重書」巻 35。

45) 「長谷場氏文書」(京都大学国史学研究室蔵影写本)。

5月2日、伊畔五郎介は、高山之内で7石1斗、財部之内で12石9斗の知行を宛行われるが、後者の「財部之内知行地割目録」⁴⁶⁾をみると、田方は中・下田合計3斗6升5合蒔、畠方は上・下畠合計3斗3升5合蒔の蒔高で記載されており、しかもその石高換算は品等に区別なく田方は「一石ニ付二升八合蒔充」、畠方は「一石ニ付二升六合蒔充」と但書を付している。このような蒔高表示が必要とされるような農村の状況の裡で、文禄検地における画一的な斗代の強制がどのような意味を持ったか今ここでは明らかにしえない。ただ島津領においても石高制の施行に際して、中央政権への表向の形式と領国内での実態との使い分けがなされていたことは十分に看取できるところである。

たとえば慶長4年3月25日、又八郎・兵庫入道に宛てた竜伯の書状⁴⁷⁾は、種子嶋左近大夫の知行について、先年検地の際高5,200石余であったが、右馬頭の内検によって8,500石となったので、そのいずれの石高で返地すべきか石田三成へ問合せたところ、両者の中間の高を宛行うようにと指示されたので返地分6,700石、300石加増にして7000石を遣すとした上で、次のように述べている。

併表方之知行にて仕する間、分量之儀何程ニハハん哉、様子被仰下ハも、それニ任せ可令分別ハ

「分量の儀」が何を意味するのか判然としなないけれども、分米と同義であるとすれば、7000石は表方の知行であるから、実際の年貢収納の様子を知らせてくれれば、それによって考慮しようというものであろう。

また編者が慶長11年歟と推定している5月朔日の陸奥守宛惟新書状⁴⁸⁾は、「御分国中拾壹

万八千斛之かくれ知行有之由ハ、さりとてハ過分成儀共ニハ、此度凶田帳罷上ハニ付而も、彼隠知行無糺明事々無心元存ハ」と記している。これは慶長10年の諸大名よりの御前帳と国絵図の徴収に関連して問題となったことであろうが、この時点で徳川幕府による島津領知高の決定をみていない以上、この「かくれ知行」高11万8000石は、文禄検地による朱印高に比較してのことであろう。

三 慶長内検について

さて慶長16年10月23日、三原 諸右衛門以下3名の連名で、検地に関する「覚」⁴⁹⁾が布達された。37カ条より成り、「喧嘩口論或は狼藉・偏頗・私曲停止等検地衆勤務上の規定、検地の方法、検地除外地、検地衆一手の組織」⁵⁰⁾や、検地衆接待等にわたっているが、その最後の個条で「先年京検地之竿依不揃、諸侍御公役親疎有之由、被及聞食召、御改之儀ハ之間、能く念を可被入事」とあるところに、慶長内検の狙いが表現されていると考えられる。領主取分減少の現象については前述したが、そのことの直接の結果として「諸侍御公役親疎」のあるところは、どうしても改めなければならないことであった。竿大将に各外城の地頭を命じ、5間・60間の竿定を行ない、村位・斛盛・丈量法等について規定するところがあったが、第22条で「次第ニ可作明田畠」をも検地して別帳に記載すること、第26条～29条で浦役、網屋・塩屋、上木・上草、大山野等についても課税を検地していることは、慶長内検の一端を示すものとしてよからう。

慶長内検の石盛については、「西藩田租考」⁵¹⁾

46) 「旧記」巻60。

47) 「旧記」巻44。

48) 「旧記」巻60。

49) 「旧記」巻66、「島津家重書」巻26。

50) 『鹿兒島県史』第2巻53頁。

51) 『日本経済大典』巻38, 309頁。

は次のように記している。

河島重貯云、所謂老斛、以粃大豆壹斛伍升準高壹斛、分為三俵、俵受參斗伍升、所謂參俵壹斛也、舂而去穀、則獲米伍斗貳升伍合、而其租入參斗伍升、則百姓所取壹斗漆升伍合云、倣文祿制

粃1石5升で高1石に換算して、惣高61万9,055石8斗余を打ち出したのであるが、免率は獲米525合のうち350合上納、175合百姓作得で、文祿期における秀吉の租法(2/3上納、1/3百姓)と全く変わりはない。

そこで次に慶長内検前後における石盛の強弱を検討してみる。第10表Aに上・中・下・下々の等級別に、面積と粃・大豆高を合計して反当量を算出したが、慶長内検後の反当量が文祿検地に比べて決して低くないことが注目される。①飯野杉水流村の事例は、国分宮内沢氏蔵の伊東作右衛門尉加増名寄帳より作表したものであるが、当該史料は御支配所より発給されてはいるものの、伊東作右衛門尉は国分宮内社司であることから⁵²⁾、特別な事情が働いているものと推測される。いずれにしてもその反当量は米高であり、(2)以下と比較するときには倍増して検討する必要があるが、その記載形式や内容からして慶長内検以前のものであることは間違いなく、その村位は文祿検地の上ノ村に相当している(第8表参照)。ところで、慶長内検の終了直後に発給された領知目録3点(②・③・④)は、文祿検地の斗代と比較する時、田方と畠方でははっきりした違いをみせている。田方反当量は、文祿検地の上ノ村の斗代をはるかに上廻る高い石盛がなされており、畠方の低落化現象と対照的である。元和期(⑤・⑥・⑦)のものは慶長期に比べて田方反当量はだいぶ低くなっているが、それにしても文祿検地斗

代の中ノ村乃至下ノ村に相当しており、文祿検地に比較して慶長内検の田方反当量が決して低く見積られたものではないことが知られる。勿論第10表Aに表示した史料は寓目し得た限りのものであって、それから一般的な結論を出すことは避けなければならないが、しかしひとつの傾向を読みとることは許されよう。

ところで「薩隅日田賦雑徴」は、慶長内検の惣高について「粃大豆貳石を分米壹石に成し高作俵得者、惣高三拾七万七千九百七拾四石八升六合五勺之筭にて、大分御高引入俵に付、御検地以後粃壹石五升にて高壹石之賦、高頭右之通六拾壹万九千五拾五石八斗余に為被相究にて可有之哉、慶長十九年五月十四日の日付にて、右之高頭并高之作様を書付俵一紙御支配所に有之俵を以て右之通相考申俵」としているが、そのことは興味深い。「京検地之竿依不揃」という理由で実施された慶長内検は、各筆毎の反当量を文祿検地よりも高くして打出しても、文祿検地の惣高の半額にさえ及ばなかった。このことは畠方における低い反当量とも関係あることであろう。畠勝ちの島津領において、文祿検地よりも低く反当量を設定せざるを得なかった慶長内検は、その点で画一的であった文祿検地の斗代よりもはるかに実態を反映していたのではあるまいか。第10表Bは、第10表Aの史料を各筆ごとに反当量を算出して、1筆ごとに表示したものであるが、それをみると(②～⑧)、上・中・下・下々の等級別にその反当量は大きな区分があり、その点で等級区分は有効であるが、その枠内では相当なばらつきを示していて、文祿検地斗代の画一性とは全く様相を異にしている。

結局慶長内検における総高は、検地高粃1石5升を高1石に換算して倍増させ、文祿検地高

52) 「旧記」巻66。

第10表 A. 等級別合計

	① (日州)飯野杉水流村之内			② 薩州高城之郡麓村之内			③
	慶長18年卯月26日			慶長19年8月朔日			
	面積	分米	反当量	面積	粃・大豆	反当量	
上田	7畝14歩	1石194合67才	1石600合				
中田	6. 1. 26	8. 625. 67	1. 394	4反0畝01歩	46俵 701合	4石197合	1反7畝04歩
下田	2. 1. 0	2. 830	1. 348	7. 8. 13	63: 2. 157	3. 086	2. 6. 11
下々田				5. 9. 22	33: 1. 778	2. 231	1. 4. 07
上畠	1. 1. 18	1. 356	1. 169				
中畠	2. 9. 21	3. 039. 07	1. 023				7. 16
下畠	6. 12	512	800	3. 1. 0	4: 1. 172	830	5. 0
下々畠				1. 6. 23	1: 698	625	1. 0. 14
山畑				1. 5. 06	624	411	6. 0
屋敷	1. 1. 18	1. 032	890				
下屋敷				9. 06	1: 350	761	1. 12
史料名	後編旧記雑録 巻68			上床国彦家文書*1			「長
	⑥ 日州志布志安楽村之内			⑦ 隅州福山佳例川村之内			⑧
	元和3年7月19日			元和7年9月朔日			
	面積	粃・大豆	反当量	面積	粃・大豆	反当量	
上田				4反6畝04歩	38俵 270合	2石941合	
中田	2反5畝16歩	14俵481合	2石107合	6. 3. 26	49: 180	2. 713	1畝04歩
下田	5. 1. 27	24: 777	1. 768	13. 3. 10	81: 1. 295	2. 223	7. 4. 08
下々田							4. 5. 22
上畠	2. 4. 0	6: 023	885				
中畠	3. 4. 27	5: 095	529				
下畠	3. 6. 05	2: 832. 5	424	1. 0. 12	312	300	1. 2. 24
下々畠							
山畑	2. 1. 23	593	272	1. 15	30	200	
屋敷	3. 0	199	663				2. 24
下屋敷				1. 6. 0	480	300	
史料名	「志布志 阿多文書」*4			新編伴姓肝属氏系譜 16			

備考: *1『川内市史 古文書編』所収。 *2『鹿児島県史料拾遺(X)』所収。 *3『中世史研究会々報 28』
 崎田宮元景明氏蔵。 *4 等級は下上田と記載あり。

1俵=3斗5升で換算, 反当量の合以下は4捨5入。

を上廻るように操作した「虚数」であった。
 このことは、知行表示基準としての石高と年貢
 収納基準としての粃・大豆高とを明確に区別す
 ることであった。

慶長20年3月2日, 比志 嶋紀伊守他3名連
 名の「知行方目録」⁵³⁾の合高1,806石970合35

才は、本高1,158石と加増648石970合35才
 とより成るが、それについて「右之知行之事、
 今度御検地之筆ニ被打出申間、御支配之地ニ雖
 罷成申、先年御寄進之地之儀ハ条、不可混他之

53) 「旧記」巻65。

薩摩藩初期の検地と石高

から算出した反当量

薩州高尾野村・野田村		④ 隅州福山佳例河之内			⑤ 薩州大口小木原村之内		
慶長19年8月2日		慶長19年8月3日			慶長20年3月16日		
粃・大豆	反当量	面積	粃・大豆	反当量	面積	粃・大豆	反当量
15俵 267合32	3石220合	3畝16歩	4俵032合	4石053合	2畝18歩	2俵025合	2石788合
14: 1. 390. 18	2. 386	1. 3. 10	11: 245	3. 071	5. 0. 12	30: 580	2. 198
2: 1. 341. 43	1. 434	1. 3. 28	8: 286	2. 215	5. 0. 29	22: 545	1. 618
1: 354. 71	935	1. 2. 24	3: 105	902			
263. 09	526	5. 18	262. 5	469	3. 08	96	294
469. 34	448						
211. 43	352	1. 5. 08	469. 6	308	2. 18	52	200
98. 66	705				4. 0	220	550
島千竈文書]*2		松下兼知家文書*3			後編旧記雑録 卷71		
(日州)高山塚崎村之内		⑨ 日州志布志井崎田村			⑩ 薩摩郡入来院市野々		
寛永1年11月17日		万治1年			寛永5年7月11日		
粃・大豆	反当量	面積	粃・大豆	反当量	面積	粃・大豆	反当量
6俵 210合	(ママ) 20石382合	①反6畝20歩	11俵 100合	2石370合	*71反8畝	13俵352合	2石723合
26: 1. 171	1. 383	10. 0. 20	55: 720	1. 984	1. 15	1: 070	2. 800
8: 460	713	16. 8. 09	61: 2. 370	1. 409	3. 2. 18	16: 697. 9	1. 932
					3. 3. 07	16: 639	1. 877
1: 152	392	1. 9. 15	2: 370	549	1. 8. 25	2: 502. 7	639
		5. 5. 29	3: 1. 150	393	9. 0	1: 018. 1	409
111	396	14. 6. 18	8: 1. 716	308	7. 0	178. 4	255
		6. 0	210	350	6. 09	174. 3	277
薬丸家文書*5		宮元景明家文書*6			『近世入来文書』 158頁		

所収。*4『鹿児島県史料拾遺(Ⅶ)』所収。*5『鹿児島市史』第3巻693頁。*6 鹿児島県曾於郡有明町井

由被仰出、向後社頭之為修理田、改而被成寄附
畢」と奥書にある通り、検地打出高 648 石余
(56%) を更めて寄進されて、霧島山座主坊は
漸やく本領を安堵し得たのであった。このよう
な記事はないにしろ、慶長内検以降の知行目録
は夥しいものがあり、それらの知行高加増は大

部分が同一性格のものと考えられる。

慶長内検の打出しについて一例を挙げておこ
う。

寛永10年9月27日、下野守久元は種子嶋左
近大夫に宛てて、種子嶋御蔵入4000石余を返
還しているが、それは「慶長末年検地時ニ、家

第10表 B. 各筆

① 飯野杉水流村		② 薩州高城之郡麓村				③ 薩州高尾野村		④ 隅州福山村		⑤ 大口小木原村	
慶長18.卯.26		慶長 19.8.朔				慶長 19.8.2		慶長 19.8.3		慶長 20.3.16	
	1 反 当 分 米		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆
上田	1石600合	中田	4石396合	下畠	850合	中田	3石616合*	上田	4石053合	上田	2石788合
中田	1. 404		4. 333		847		2. 845	中田	3. 198	中田	2. 375
	1. 400		4. 304		837	下田	3. 260 *		2. 917		2. 235
	"		4. 266		836		2. 613	下田	2. 303		2. 200
	"		3. 798		833		2. 499		2. 110		2. 159
	"	下田	3. 867		588		2. 426		2. 100		2. 100
	"		3. 788	下々畠	863		2. 123	中畠	902 *	下田	1. 662
	1. 365		3. 787		610		2. 095	下畠	469		1. 619
下田	1. 402		3. 777		600		1. 928	山畑	350		1. 600
	1. 091		3. 692		597	下々田	1. 938 *		315		1. 588
上畠	1. 221		3. 500		416		1. 633		314	下畠	294
	1. 220		3. 378	山畑	466		"		280	山畑	200
	"		3. 325		450		1. 629		"	屋敷	550
	914		3. 150		446		1. 166	* 印は住吉名之内浮免			
中畠	1. 047		2. 414		430		1. 131				
	1. 031		2. 163		345	中畠	940				
	1. 000		2. 133		330		933				
	999		2. 128		325	下畠	795				
下畠	800	下々田	2. 726		319		461				
屋敷	1. 000		2. 705		287	下々畠	444				
	800		2. 250	下屋敷	825		444				
			2. 093		661	山畑	352				
			2. 021			下屋敷	705 *				
			1. 846			* 印は野田浮免					
			1. 694								
			1. 666								
			1. 452								
		下畠	919								
			854								

老種子島六郎右衛門・野間虎兵衛・平山休兵衛以失心慮，増四千石，為公領，以不応地力，数々訴之故及此⁵⁴⁾とあって，慶長内検の際，地力不相応の打出をして公領としたために石高の返還を訴えて認められたという。

以上蔑見してきたところからも明らかなように，慶長内検における粃・大豆高の採用は，朱印高（文禄高）に合わせて家格を保持する

54) 「種子嶋家譜」5。

（「租税問答」に曰く，「吾藩文禄の額数を以て仙台の上に列す」）ことのみならず，知行高の実質的切下げ（又は名目上の加増）を通じて，家臣団統制に役立たせたのである。

慶長内検後，知行高の配当が行なわれたが，その結果を示す「古高帳写」⁵⁵⁾をみると，次に

55) この「古高帳写」（『旧記』巻69）の表紙には，「慶長拾五，六年之高帳ニ而由，米良単人殿所持之高帳ニ書付有之由故，此段書留置也，或本ニ慶長十八年高帳と有之」と記しているが，他方慶

薩摩藩初期の検地と石高

毎 の 反 当 量

⑥ 薩州志布志		⑦ 隅州福山村		⑧ 高山塚崎村		⑨ 日州志布志井崎田村				⑩ 薩摩郡入来院	
元和 3.7.19		元和 7.9.朔		寛永 1.11.17		万治 1				寛永 5.7.11	
1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆		1 反 当 粃・大豆	
中田	2石446合	上田	3石432合	中田	20石382合	上田	2石370合	下畠	482合	中田	2石800合
	2. 181		2. 100	下田	1. 847	中田	2. 312		438	下上田	2. 746
	1. 806	中田	3. 150		1. 835		2. 038		404		2. 699
下田	2. 456		2. 763		1. 400		1. 995		336	下田	2. 223
	2. 212		2. 633		1. 370		1. 836		184		2. 066
	1. 965		2. 536		938		1. 771	山畑	443		1. 806
	1. 468	下田	2. 561		919		1. 704		400		1. 711
	1. 226		2. 139	下々田	913	下田	1. 909		390	下々田	1. 824
	1. 209		2. 133		550		1. 855		386		1. 790
上畠	885		2. 000	下畠	392		〃		312		1. 777
	875		1. 993	屋敷	396		1. 759		311		1. 770
中畠	564		1. 909				1. 661		305		1. 725
	483		1. 833				1. 628		292		1. 635
下畠	441		1. 828				1. 575		256		1. 321
	437		1. 800				1. 455		250	中畠	658
	414		1. 679				1. 340		231		645
	407		1. 595				1. 286		225		528
山畑	351		1. 375				1. 219		217	下畠	409
	332		1. 370				1. 088		214	山畑	255
	221		1. 333				1. 032		203		〃
屋敷	663		960				900		131	下屋敷	290
			900				〃	下屋敷	350		255
		下畠	300				750				220
			〃				700	他に下田5筆 (粃 7俵22升分) 山畑1筆(大豆 7升分)不明。			
			〃				682				
		山畑	200				563				
		下屋敷	300				351				
						中畠	598				
							502				

例を示すように、殿役分が傍記されている。

高壹万三千五百八拾石八斗二升 下野守殿
(殿役分)
内百四十石右同

下野守の持高1万3,580石余の内140石は殿役分であって、それが知行主の持高に算入されていることは重要であろう。

慶長内検以前は、慶長6年の掟書⁵⁶⁾をみても、殿役を納めない門・屋敷については、知行主の知行1石を没収することを命じ、百姓のいない場合でも知行主から殿役を納付する義務を課していたが、慶長内検以降は給地に関しては

56) 「島津家文書之三」1471号文書。

なお殿役については、慶長内検直前の掟書「旧記」巻66)や「薩隅日田賦雑徴」によると、殿役3日、追立2日、計1カ月に5日の役儀となっている。

長18年12月朔日「人衆賦帳」(「旧記」巻68)をみると、その持高を傍記されている野州・樺山久太郎・北郷加賀守等の持高と全く一致するので、後者のものとしてよい。

第11表 島津下野守久元の知行目録
(慶長19年6月晦日)

村名	高	門・ 屋敷数
祁答院之内 山崎村	569石260合	7ツ
湯田	533. 446. 6	33
舟木	1244. 781.	25
宮城 屋地	213. 646. 8	3
祁答院 虎居	868. 561. 7	18
平川	746. 419	25
紫尾	894. 382. 6	47
柏原	1630. 231. 2	50
東郷 白浜	180. 211. 6	
白川	798. 390. 4	14
祁答院 求名	1588. 545. 6	30
庄内山ノ口 花木	1666. 729. 5	
小林之内 北之東方	662. 962	
祁答院 時吉	431. 080	
伊集院 清藤村之内	301. 403. 5	
庄内 榑山村之内	1031. 128. 5	
合計	13660. 820	252

給人の知行権に包摂することを認め、その代わりに給人より代米を徴収することにしたのであろう。第11表は慶長19年川上式部大輔・顯娃長左衛門連名の島津下野守久元宛領知目録⁵⁷⁾を表示したものであるが、知行地16カ村のうち門・屋敷数を付記しているのは10カ村であって、その数252である。もしそれが殿役賦課単位であるとすれば、慶長内検以前の殿役未進門1について没収を命じた1石の約半高となる

が、その点粗高の採用により役屋敷の拡大がなされたかどうかについては後考に俟ちたい⁵⁸⁾。

さて慶長内検による1反当の付糧量が、文禄検地に比して決して低くないことは前に述べたが(第10表参照)、第12表で薩摩藩の内検高を検討すれば、その点は一層明らかとなる。慶長内検については高1石=粗1石5升、寛永・万治・享保内検については高1石=粗9斗6升で換算すると、慶長内検高と寛永・万治内検高との差は一層大きくなる(慶長内検を100としたときの指数は、寛永内検84.6、万治内検90、享保内検106.5)。

このような粗・大豆高による石高の打出は、家臣団対策と同時に藩財政の窮乏にも対処しようとするものであったと考えられる。

四 元和期の給知高改正

薩摩藩藩財政の窮乏は江戸時代に入って当初よりのことであると言われ、「年々の上洛或は参府、其の他幕府に対する関係により、殊に慶長十一年の石網船調達、又は其の前年、義弘の養女の婚嫁」⁵⁹⁾などによって、借財を累積させたという。幕府の御普請手伝の免除を受けながらも財政の好転はみられず、元和3年「家中衆

第12表 薩摩藩内検高の変遷

年代	薩摩国	大隅国	日向国	三州計	付粗大豆換算	琉球・道之島	総計
慶長内検	256,980石	201,311石	160,763石	619,055石	650,007. 75	113,501石	732,157石
寛永内検	254,116	192,710	125,781	572,608	549,703. 68	〃	696,321
万治内検	270,223	203,463	135,692	609,378	585,002. 88	137,821	747,193
享保内検	308,292	255,085	157,661	721,040	692,198. 40	145,987	867,027

史料：『鹿児島県史』第2巻

57) 「旧記」巻70。

58) 「藩政の成立」(『岩波講座日本歴史10』)。

なお「古高倣写」には「従国分之移衆」が一括されているが、殿役分の傍記はなく、その代わりに、門・屋敷数が挙げられていることは、島津下野守宛領知目録の門・屋敷数の性格を考える場合、ひとつの参考となる。

59) 『鹿児島県史』第2巻177頁。

へ可申聞条々」⁶⁰⁾ではその苦衷を述べて出物の督促をなしており、元和5年7月3日には27カ条にわたる「島津家久掟書」⁶¹⁾が令達された。その冒頭に「借銀相重、依国役難成、相改条々之事」とあって、藩財政再建のための令達であることを明確にしている。その内容は、上地による蔵入の増大策ということにつきるが、その方法として万石より100石までは2分半、100石以下は2/3、諸所衆中は1/3、寺社知行は2/3の上地とし、道具衆・中間衆・10石以下の小者衆、諸職人等の知行は全て没収して切米か雇賃の支給としている。その他国遣と上方調会計との分離、軍役等についての規定をみているが、最後に「國中惣知行繰替」のことを記しているのは注目に値する。上地は単に蔵入地を海辺に設定するという年貢収納上の便宜性からのみ出たことではなかった。前に触れた「家中衆へ可申聞条々」で「自今以後者、出物未進衆、不依大身小身、知行可召上候、如此申出ニ付諸人茂驚、我与耕作をも仕、妻子をも可養可致分別事」にも狙いがあったのであろう。「緩々を押移」る国元の気風を打破して、藩政を一新することも家久の意識にはのぼっていたことであろう。第13表は薩州出水衆中高の変遷を表示したものであるが、慶長17年10月の軍役高帳は殿役分の傍記があることから慶長内検以後の配当結果を示すものと考えられる。文政期の編纂史料である『薩藩政要録』⁶²⁾によると、出水郷の郷士人駄1,084人、所惣高2万2,123石余、内郷士高7,798石余となっており、それに比べると、慶長期の出水衆中軍役高1万2,906石余は相当に大きい⁶³⁾。それは慶長

内検の意図とその結果を示すものであろうが、元和5年の給知高改正によって元和6年8月の時点では、外城出水郷の様相は一変する。元和6年の軍役高帳は出水衆中の姓名に先住地を肩書しているが、第13表をみると召移衆は出水郷の中核部である麓衆中に限られており、しかも上級郷士にその数が多く、下級郷士になるほどその数は少なくなり、一ヶ所士に至っては移住者は皆無である。このことは元和5年の給地高改正が単なる蔵入地増大のみを意図したのではなく、外城の再編を行なったことを意味するのであろう。元和5年の給地高改正令⁶⁴⁾の第6条に「借銀返弁大方相済、世上心安き時分、本之知行可返遣候間、諸所衆中当時之知行三ヶ一併居屋敷、於其所可遣置事」とあるのは、小給人の多い外城衆中に給知高改正がドラスチックに行なわれたことを示唆している。

元和6年閏12月29日三原備中守・町田図書頭・下野守に宛てた伊勢貞昌・喜入忠政連名の書状⁶⁵⁾は、出水長嶋の百姓20人ほどが逃げ去って外聞も悪いので、その召還を命じた後、「能く被聞召合、風損・水損之上ニ収納余稠敷被仰付而、後年御蔵入之煩と不罷成様」に注意を喚起しているが、外城経営の再編成は農村の現状からも必要とされたものであった。

したがって「國中惣知行繰替」は文字通り実施されたと考えられるのであり、大幅な切米への転換と減知策とともに家臣団統制を強化するものであった。

元和期の給知高改正で注目されることの一つとして、慶長内検の結果を示す高帳に殿役分の

60) 「島津家文書」1538号。

61) 「島津家文書」1540号。

62) 『鹿児島県史料集』(1)、147頁。

63) ただし寛永期をすぎると、長嶋・野田は出水郷

より分離するので、その分の1,467石余と国老榊山権左衛門分2,845石は除いて、慶長期とそれ以降を比較した方がよい。

64) 「島津家文書」1540号。

65) 「旧記」巻75。

第13表 出水衆

	麓衆中			大川内衆中			軸谷衆中			平松衆中			米之津衆中		
	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永
2845石余	1														
350石以上	1														
300 "															
250 "															
200 "	2		2												
150 "	3		1												
100 "	8	5 ⁽³⁾	5								1				
50 "	41	17 ⁽¹⁰⁾	15	1						1	1	1	1	4	2
40 "	20		5												
30 "	25	1 ⁽¹⁾	13			1	3						1		
20 "	55	3 ⁽²⁾	29				2		2	1					4
10 "	135	31 ⁽²²⁾	66	5	1	1	5	2		11		6	3		2
5 "	198	46 ⁽³⁹⁾	77	23	2	3	1	3	1	14	5	15	9	2	3
1 "	159	260 ⁽¹⁵⁷⁾	170	9	17	23	1	4	2	14	34	21	13	21	10
1石	65	28 ⁽¹²⁾	10	15	2	2		1		8	1	2	7		1
1石未満 一ヶ所	3	127 ⁽²⁶⁾ 94 ⁽⁶⁾	30 124		13 7	7 10		1	3 3		16 2	3 12		12 1	6 12
計	716	612	547	52	42	47	12	11	11	49	59	61	34	40	40
慶長高	13896石368合2勺			283石225合2勺			205石950合			399. 529合			210石560合4勺		
元和高	3389. 800			65. 700			55. 200			179. 100			402. 300		
寛永高	5134. 653. 3			117. 800			60. 600			423. 500			291. 800		

備考：（ ）の数字は召移衆の人数。

史料：慶長拾七年拾月吉日「薩州出水衆中軍役高帳」（出水郷土誌資料編 第二輯）

元和六曆 八月朔日「薩州出水衆中軍役高帳」（出水郷土誌資料編 第一輯）

寛永十四年 「出水衆中軍役高帳」（出水郷土誌資料編 第二十輯）

傍記がなされているのに対して、元和期以降の高帳ではそれが消滅することが挙げられる。

慶長内検の過程で殿役収取権を給人に認めて給知高に包含していたのが、元和の給地高改正によってそれを剝奪したことを意味するのであろうか。それは外城衆中のみならず、鹿児島士・一所衆も同じであった。第14表Aは慶長内検後の知行配当結果を示す「古高帳写」と、元和5年の給地高改正後の「高極之帳」を比較したものである。前者は鹿児島士と「納殿并台所付衆」、「諸細工人衆」、「寺社分」、「一所衆」、「従国分之移衆」、「鍛冶大工衆」などを分記し

て、後者は当然のことながら慶長「古高帳写」の「諸細工人衆」（11人）、「鍛冶大工衆」（38人）、「商人」（4人）を欠くのであるから、その数を除外して比較する必要があるかもしれないが、大勢には変りないと思う。

これをみると、まず第一に注目されることは10石以上50石未満層の激減である。「諸細工人衆」、「鍛冶大工衆」のほとんどがその階層に入るから、その42人を控除しても慶長期より半減である。それと反比例して10石未満層は4倍強の激増ぶりであり、慶長期における75石未満層がいかに打撃を受けたかを知ることがで

薩摩藩初期の検地と石高

中 の 知 行 高

今竈衆中			福之江衆中			庄 衆 中			野田衆中			西目衆中			長嶋衆中			計			
慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	慶長	元和	寛永	
																	1				
																	1				
																	2		2		
																	3		1		
																	8	5	6		
					1				2	1	1	1	1	1	1	1	47	25	21		
						3			1						1	22		6			
						3	1		1			1				34	1	15			
			1			3	1		5			1			2	71	3	38			
4		2				9	2	3	12		4	4	1	2	4	5	192	37	91		
8	1	3	2			14	3	10	31	3	16	9	5	3	79	4	4	388	74	135	
8	8	5	5	4	7	8	22	12	59	57	60	2	11	11	31	77	96	309	515	417	
3			3	1		11	2	1	30		2	6	2		26	3		210	40	18	
1	13	4		6	3		14	7		40	12		2		1		80	30	4	324	106
1	5	9		2	6		4	9		37	46		1	2		8	20	1	159	253	
25	27	23	11	13	17	48	47	44	141	138	141	24	23	22	181	173	156	1293	1185	1109	
119石874合			58石738合			346石320合3勺			782石753合4勺			232石362合5勺			685石			17220石681合			
26. 900			8. 700			93. 200			234. 000			137. 400			253. 800			4846. 100			
68. 054. 16			70. 820			208. 000			402. 700			216. 700			478. 500			7433. 127. 46			

きる。

次に寺社の削減も大きい。57カ寺9,802石990合余の寺社知行高が12カ寺4,060石となり、群小の寺社は廃されている。ところで留意すべきことは、元和の上地率が万石より100石まで2分半、100石以下と寺社の2/3という数字が画一的に適用されていないことである。寺社の場合でも26~70%とまちまちであるが、1,000石以上の上級家臣団の事例をみても、慶長期より増加している者もいれば、26.5%まで減少している者もいるという差異を示している。このことは國中惣知行繰替と上地策によっ

て、鹿児島士・外城衆中とか家禄の大小を問わず、家臣団の再編成が行なわれたことを意味するのであろう。

慶長内検は元和期の給地高改正まで見通して考えるならば、給地削減と家臣団再編成に力点を置いた政策とすることができるのではなかろうか。それは寛永内検についても同様の性格を指摘できるのであり、「同内検は直接には『知行の高に応じ』軍役を定めるための『ならし』である。』⁶⁶⁾とされるゆえんである。寛永内検は仕明地(開墾地)や開墾可能な荒地までも現

66) 註58論文、「旧記」巻80参照。

第14表A. 鹿児島士・一所衆の持高構成

	古高牒写 (慶長18年)	高極之帳 (元和6年)
40,000石以上	1	0
30,000 "	0	1
10,000 "	4	1
5,000 "	2	4
4,000 "	2	1
3,000 "	4	0
2,000 "	8	9
1,000 "	18	17
500 "	35	35
400 "	21	15
300 "	40	40
200 "	61	64
100 "	120	119
50 "	143	130
25 "	153	16
10 "	157	118
1石	59	179
1石未満	0	12
高未記入分	4	70
計	832	831
史料	旧記巻69	旧記巻75

第14表B. 鹿児島士・一所衆の持高

	慶長18年	元和6年
鹿児島士	98,797石403合32才	} 213,830石400合
納殿并台所付衆	1,627. 357. 26	
一 所 衆	131,883. 459. 1	
従国分之移衆	29,728. 546. 95	
小 計	(262,036. 766. 63)	213,830. 400
寺 社 分	9,802. 666. 79	4,060.
諸細工人衆	158. 949	
"	29. 360	
鍛冶大工衆	1,276. 348	
商 人	962. 340	
総 計	274,266. 430. 9	213,830. 400

高に算入し、高1石の内容を粃・大豆9斗6升に引下げるなど手を尽したにもかかわらず、慶長内検の高にははるかに及ばなかった。正保3

年の「加久藤諸村当毛未進究帳」⁶⁷⁾をみると、その公儀定斗代(免率)は3斗代、3斗1合代、3斗1升8合代、3斗2升3合代とまちまちであるが、そこに給人財政の不安定さの真因をみることができよう⁶⁸⁾。

結 び

島津領における石高制の成立は中央政権との政治的關係によって促進されたものであった。天正期の指出徴収にしる、文禄期の太閤検地にしても秀吉の吏僚によって推進されており、そのことは島津領における石高の内容を知行表示基準として機能させることとなった。豊臣政権から要請される軍役量に見合った石高の打出は、当然ながら年貢収納基準としては有効であり得ず、領主権力が石高を年貢収納基準としても機能するように強制すればする程、その徴租率の低下(3分2上納制の破綻)や農民の走りなどに象徴されるような農村の荒廢化をもたらしたのである。

徳川政権下での慶長内検も急迫する財政難のまえでは、何ら根本的な打開策を立て得ず、粃高制の採用などによる文禄検地高の保持に汲及としている。そして粃高であろうと何であろうと、1石を1石として通用せしめる知行表示基準としての石高と、年貢収納基準としての粃・大豆高とを区分する方策をとらざるを得なかった。

薩摩藩初期の年貢収納については必ずしも明らかでないことが多いが、正租は蔵入地では悉

67) 東京大学史料編纂所蔵。

68) 正保元年「家中知行之評シ毎年四ツ成ニ蔵前ノ出シ遣候」(『日本林制史資料』鹿児島藩)と、四ツ成の平均知行物成渡しが実施されるのは、このような年貢収納の不安定さをも一因としていることであろう。

く見掛2/3の収納であったといい、豊臣政権下の租率が継承されており、給地では領主・百姓相対でなされていたという⁶⁹⁾。いずれにしても検見取りで年貢収納がなされている以上、石高制はいう迄もなく、分粍・大豆高にしても果して年貢収納基準としてどの程度機能していたのかは今後明らかにされなければならないことであろう。分粍・大豆高は万治内検以前においてはむしろ小物成や夫役の徴収基準としてその機能を考えてみる必要があるのではなかろうか。

万治内検以前の検地作業においては、粍高に象徴される石高の増出によって給人知行の実質

69) 『鹿児島県史』第2巻314・315頁。

的切り下げが意図されているのであり、そのような強力な家臣団統制の上にはじめて外城郷村の再編が日程にのぼってくるが、それは万治内検の課題であった。

あ と が き

小稿の作成に際して、次の方々の史料提供を頂いた。記して謝意を表す。

桑波田興・黒田安雄・高木昭作・宮下満郎・山田尚二・鹿児島県維新史料編纂所・鹿児島県明治百年記念館建設調査室・鹿児島大学玉里文庫・九州大学国史学研究室・九州文化史研究施設・東京大学史料編纂所。

なお小稿は1979・80年度科学研究費補助金（一般研究(C)、代表者秀村選三）にもとづく研究成果の一部である。